

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第 2 部 病院会計制度概論

第 12 章 財務諸表の分析 財務諸表の見方

12-2 財務諸表分析の観点

12-2-3 生産性の分析（承前）

利益と人件費とは相互にトレード・オフの関係にあるということもできるが、長期的にみた場合、人件費を低く抑えることは労務管理の面で問題を起こしかねないし、ひいては必要な人的資源の確保を困難にする可能性もある。こうした理由から、人件費を含めた成果の向上がもたらされることが長期的観点のもとで安定した収益性の維持を可能にする重要な前提であるといえることができるであろう。生産性の分析はこうした関係を分析することにある。

生産性の分析の第 2 の目標は、病院の成果が人件費（労働分配）、利子（資本分配）、税金およびその他社会関連費用（公共分配）のそれぞれにどのように配分されたかを測定するところにある。このことは病院の実状に照らした適正人件費の算定や、社会的責任に対する対応策の状況などを明らかにすることになる。これらの算定の基礎となるのは病院が生み出した付加価値を算定することを中心とした分析である。

付加価値は通常以下のような算定式で計算される。

$$\text{付加価値} = \text{医業収益} - \text{前給付原価}$$

そして、付加価値は人件費、資本費、税金に分配されると考えられている。

付 加 価 値		
人件費 (労働に対する分配)	資本費 (利子等資本に対する分配)	税金 (税金など公共に対する分配)

< 続 く >

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

診療報酬改定2026
その3 食事療養費

つい数か月前、お米の価格が高騰して、備蓄米の放出騒動がありました。お米だけに限らず、(食材を含み) 毎月値上げラッシュが止まりません。

病院に入院した際に 3 食食事が提供されます。価格、内容は以下の通りです。

●入院時食事療養（Ⅰ）【1 食当たり】

(1) (2) 以外の場合 690 円

(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合 625 円
－特別食加算 76 円 ※上記(2)の患者は算定不可

－食堂加算 50 円 ※1 日当たり

●入院時食事療養（Ⅱ）【1 食当たり】

(1) (2) 以外の場合 556 円

(2) 流動食のみを経管栄養法で提供する場合 510 円

(出典：「(令和 7 年度第 5 回) 入院・外来医療等の調査・評価分科会」
(厚生労働省))

食材、人件費の高騰などにより、令和 6 年度（プラス 30 円）、7 年度（プラス 20 円）と連続で価格が引き上げられました。しかし、その後も物価、人件費の高騰は止まらず、医療機関の食事提供の継続が非常に厳しい状態に陥っています。そこで、今回の改定では、国民の理解を得て、患者負担額の増額を行いたいとの意見が出ています。筆者の顧問先の医療機関は食事を外部に委託していますが、その委託会社から契約価格の値上げを打診されました。参考までに他の食事委託会社の見積もりをとってもどの会社も値引き交渉に応じてくれる会社は 1 社もなかったそうです。その結果、現取引先の委託会社の要望に応じるほかありませんでした。

医療機関での食事については、基本的な料金のほかに、特別食加算（76 円/食）や食堂加算（50 円/日）があります。さらに多様なニーズに応じた食事を提供した場合、特別料金の支払いを受けることも可能です。

来年度の改定において、食事の問題点は、食材などの高騰により、原価が上がってしまっていること。入院患者の栄養摂取の方法は経口摂取が 8 割以上であること。一定数、嚥下調整が必要な患者が存在することなどが議論の机上にあがっていますので、これらを解決するような改定内容がでてくると思われます。いずれにしても再引き上げは避けられそうもありません。